

6 認知症サポーターキャラバンの実施状況

1. 認知症サポーターの人数

認知症サポーター数 (キャラバン・メイト105,565人を含む) 合計 5,800,329人

※平成26年12月31日現在(平成26年12月31日までに提出された実施報告書に基づく)

《内訳》

◎認知症サポーター数 5,694,764人 (講座開催回数 171,768回)

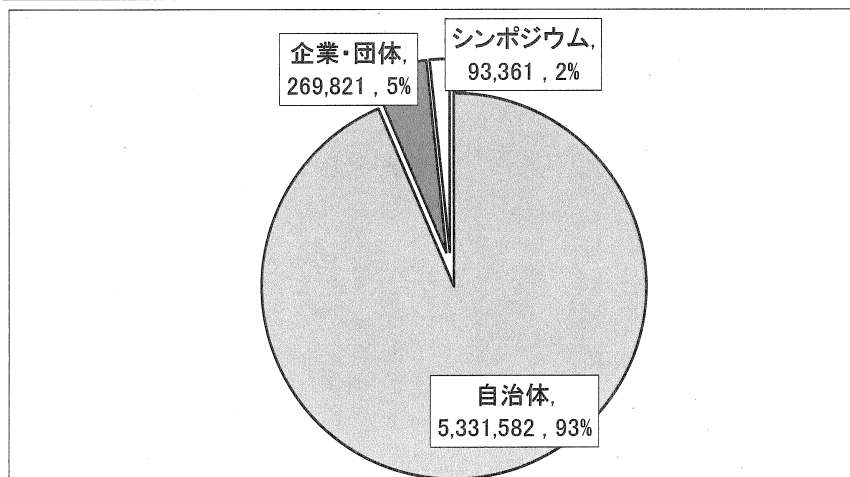
◎キャラバン・メイト数 105,565人 (研修開催回数 1,686回)

① 年度別のサポーター数・講座開催回数 の内訳

年 度 別	サポーター数	講座開催回数
17年度	29,982	323
18年度	138,436	2,858
19年度	279,787	6,974
20年度	479,860	13,628
21年度	734,125	21,416
22年度	800,874	24,421
23年度	764,955	22,916
24年度	813,570	25,897
25年度	850,296	28,130
26年度(～12月)	802,879	25,205
合 計	5,694,764	171,768

② 実施主体別のサポーター数・講座開催回数 の内訳

実施主体別	サポーター数	講座開催回数
自治体・地域において養成されたサポーター (自治体型)	5,331,582	161,057
全国規模の企業・団体により養成された サポーター(企業・団体型)	269,821	10,242
広域からの参加者によるシンポジウム・ フォーラムによるサポーター(啓発型)	93,361	469
合 計	5,694,764	171,768



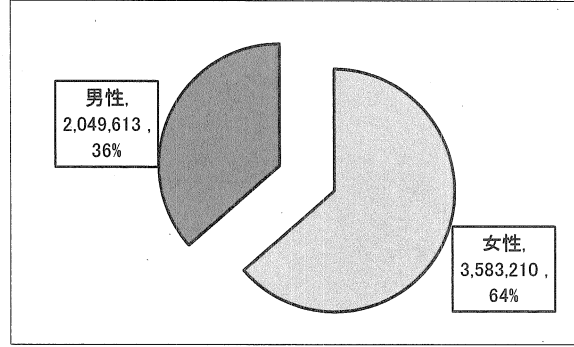
2. サポーターの性別・年代別構成

※平成26年12月31日現在

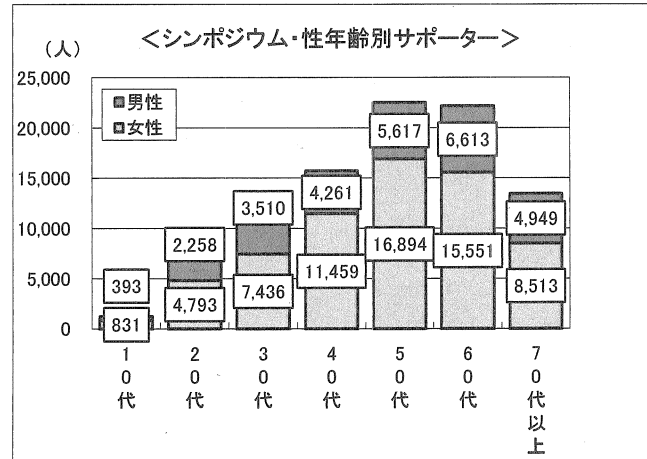
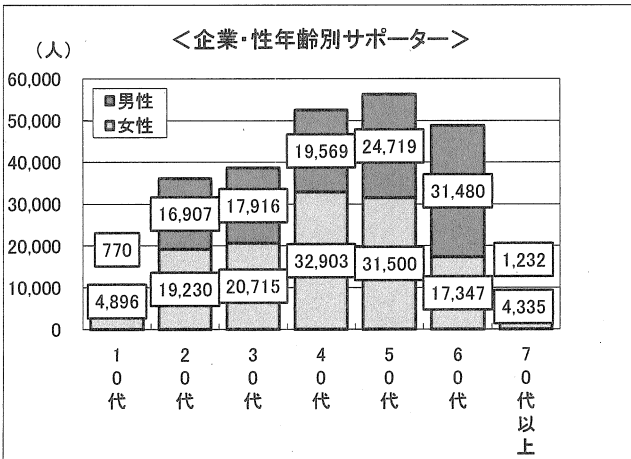
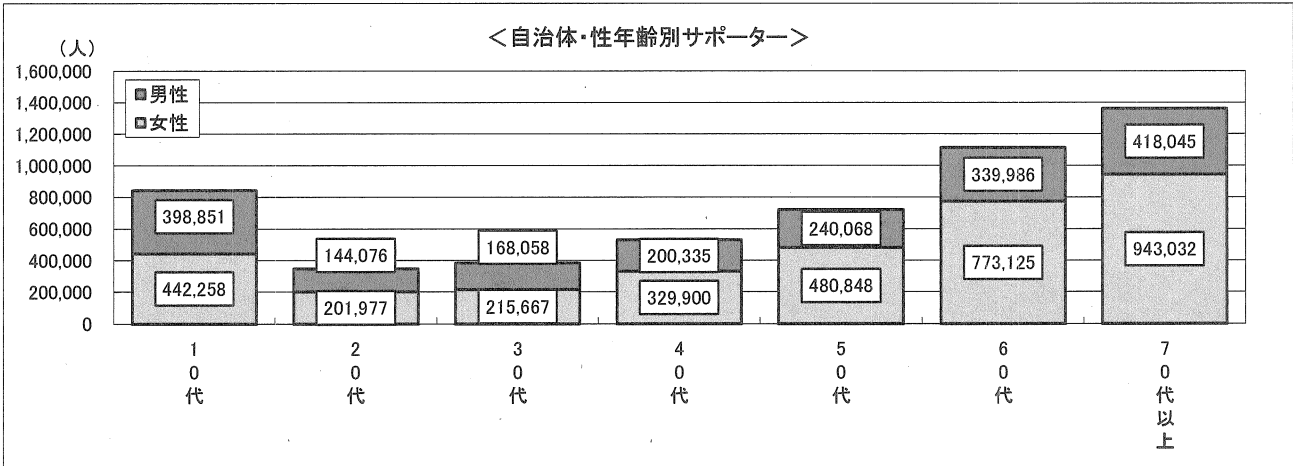
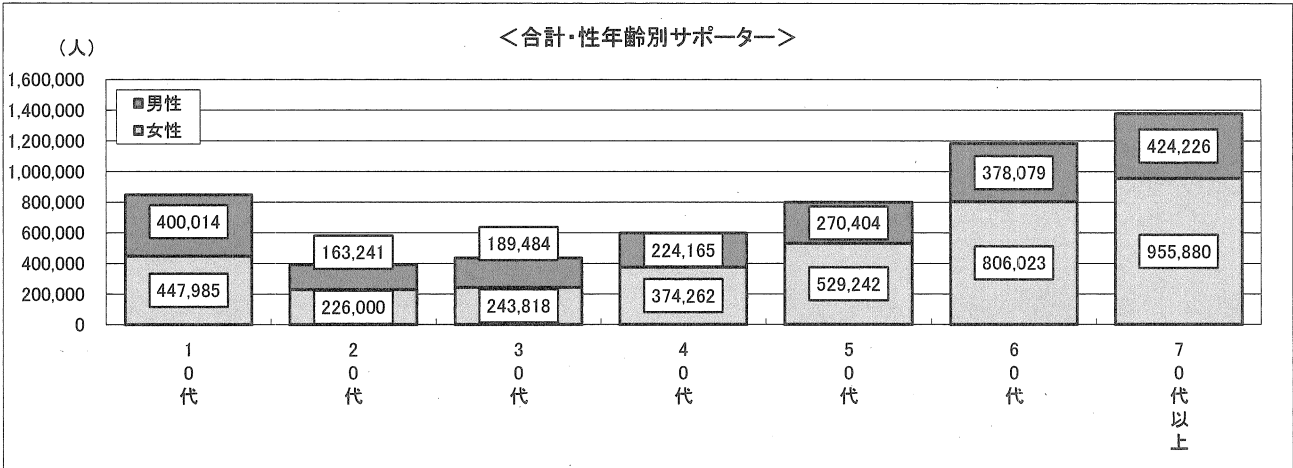
性別・年代別構成（年代、性別の回答のあったもののみ）

	合計		
	女性	男性	合計
10代	447,985	400,014	847,999
20代	226,000	163,241	389,241
30代	243,818	189,484	433,302
40代	374,262	224,165	598,427
50代	529,242	270,404	799,646
60代	806,023	378,079	1,184,102
70代以上	955,880	424,226	1,380,106
合計	3,583,210	2,049,613	5,632,823

サポーターの男女別割合



※年代別の回答がなかったものは除く。



3. 自治体・地域での認知症サポーターキャラバン実施状況

※平成26年12月31日現在

①自治体によるキャラバン・メイト養成研修

全国・修了者数	96,410 人
実施自治体数	520 自治体
	都道府県 47 都道府県
	区市町村等 473 区市町村等
開催回数	1,526 回
海外日系人会・修了者数	158 人
海外日系人会・開催回数	3 回

※複数自治体共同による研修は、各自治体を1と数える

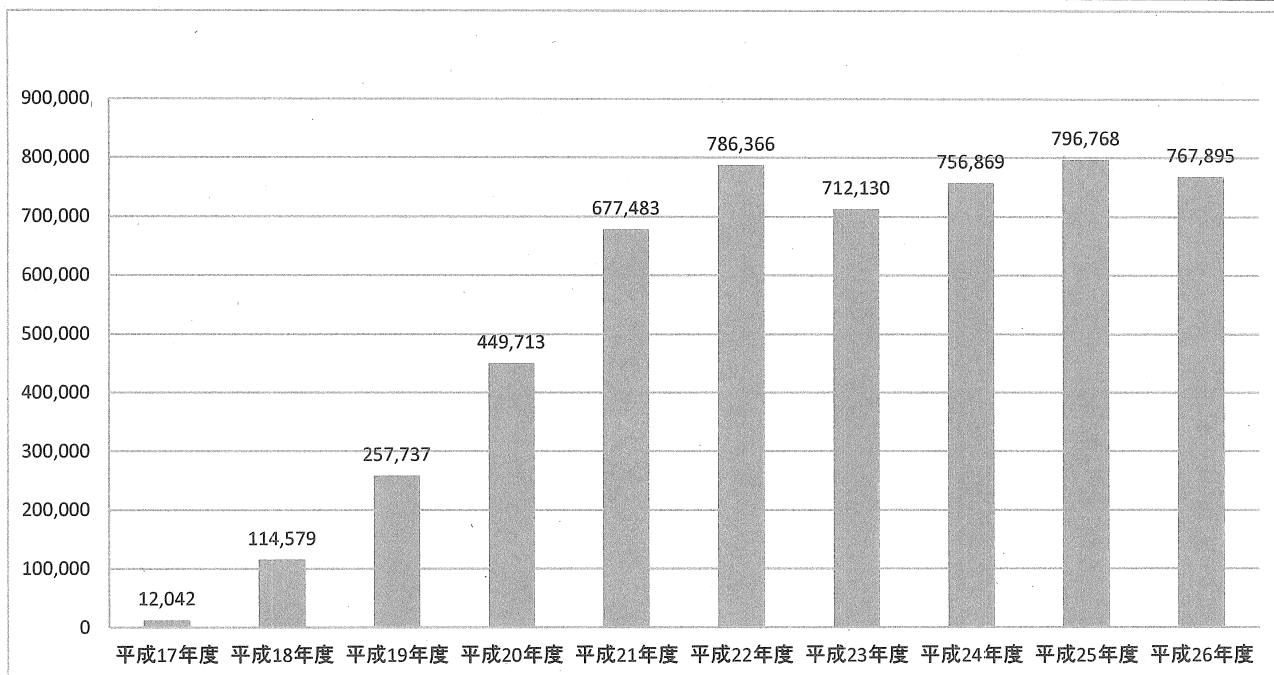
■自治体によるメイト研修修了者の受講要件内訳

* キャラバン・メイト登録名簿に基づく（複数回答）

受講要件	人数（割合）
1 認知症介護指導者養成研修修了者	1,494 (1.5%)
2 認知症介護実践リーダー（実務者・専門課程）研修修了者	6,352 (6.6%)
3 介護相談員	3,503 (3.6%)
4 認知症の人を対象とする家族の会	1,788 (1.9%)
5-1 行政職員（保健師、一般職等）	12,124 (12.6%)
5-2 地域包括支援センター職員	21,525 (22.3%)
5-3 介護従事者（ケアマネジャー、施設職員、在宅介護支援センター職員等）	29,590 (30.7%)
5-4 医療従事者（医師、看護師等）	3,843 (4.0%)
5-5 民生児童委員	3,992 (4.1%)
5-6 その他（ボランティア等）	12,209 (12.7%)

②自治体・地域のサポーター数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (~12月)	合計
サポーター数	12,042	114,579	257,737	449,713	677,483	786,366	712,130	756,869	796,768	767,895	5,331,582



③「認知症サポーター養成講座」実施自治体数

1,721 自治体

1. 事務局設置自治体数

1,683 自治体

2. 事務局未設置で講座が開催されている自治体数

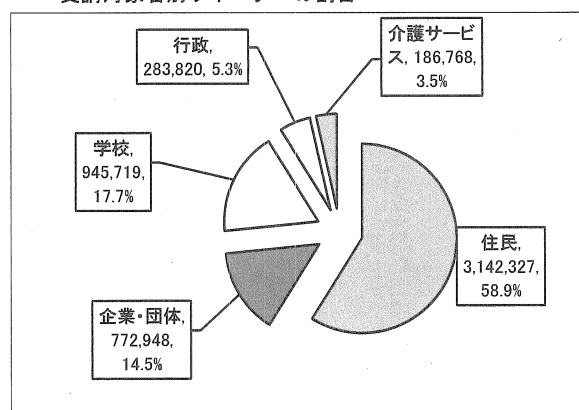
38 自治体

(独立型メイトによる講座が開催されている市町村・都道府県数、
都道府県が実施主体となって講座が開催されている市町村数)

④受講対象者分類別サポーター数

対象者分類	サポーター数	講座開催数
1 住民	3,142,327	104,117
2 企業・団体	772,948	24,937
3 学校	945,719	16,928
4 行政	283,820	7,350
5 介護サービス	186,768	7,725

受講対象者別サポーターの割合



⑤-1 都道府県別キャラバン・メイト数、認知症サポーター数（自治体型）

※平成26年12月31日現在

	総人口	65歳以上人口	高齢化率	サポーター 講座開催回 数	メイト数 (※1)	活動メイト 数	非活動メイト 数	サポーター数 (※2)	メイト+ サポーター数 (※1+※2)	総人口に占める 割合（メイト+サポ ーター）	メイト+サ ポーター1 人当たり担 当高齢者人 口	総人口10000 人当たりの講 座開催回数
全国	128,438,348	31,720,621	24.7%	161,046	96,410	62,083	34,327	5,331,302	5,427,712	4.226%	5.8	12.539
北海道	5,463,045	1,461,978	26.8%	7,001	5,312	2,712	2,600	219,086	224,398	4.108%	6.5	12.815
青森県	1,367,858	376,288	27.5%	1,453	977	706	271	43,177	44,154	3.228%	8.5	10.622
岩手県	1,311,367	373,282	28.5%	2,601	1,129	667	462	93,722	94,851	7.233%	3.9	19.834
宮城県	2,329,439	551,262	23.7%	2,979	1,907	1,291	616	109,103	111,010	4.766%	5.0	12.788
秋田県	1,070,226	333,282	31.1%	1,779	1,517	805	712	47,503	49,020	4.580%	6.8	16.623
山形県	1,151,318	330,962	28.7%	1,978	1,125	713	412	66,359	67,484	5.861%	4.9	17.180
福島県	1,976,096	521,778	26.4%	2,661	1,338	915	423	81,671	83,009	4.201%	6.3	13.466
茨城県	2,993,638	729,989	24.4%	2,242	1,257	824	433	96,429	97,686	3.263%	7.5	7.489
栃木県	2,010,272	480,099	23.9%	3,034	1,592	945	647	100,686	102,278	5.088%	4.7	15.092
群馬県	2,019,687	512,387	25.4%	1,713	1,001	590	411	82,021	83,022	4.111%	6.2	8.482
埼玉県	7,288,848	1,654,152	22.7%	5,988	2,522	1,889	633	201,212	203,734	2.795%	8.1	8.215
千葉県	6,247,860	1,469,062	23.5%	5,519	3,152	1,885	1,267	199,843	202,995	3.249%	7.2	8.833
東京都	13,202,037	2,844,939	21.5%	11,660	5,107	3,671	1,436	340,449	345,556	2.617%	8.2	8.832
神奈川県	9,100,606	2,021,125	22.2%	7,127	4,884	3,559	1,325	262,965	267,849	2.943%	7.5	7.831
新潟県	2,354,872	654,217	27.8%	4,613	3,155	2,255	900	128,759	131,914	5.602%	5.0	19.589
富山県	1,091,612	308,762	28.3%	1,934	1,056	671	385	63,501	64,557	5.914%	4.8	17.717
石川県	1,163,380	300,913	25.9%	1,691	1,124	735	389	56,840	57,964	4.982%	5.2	14.535
福井県	808,229	211,646	26.2%	2,108	958	519	439	65,999	66,957	8.284%	3.2	26.082
山梨県	861,615	225,964	26.2%	1,831	1,073	744	329	53,589	54,662	6.344%	4.1	21.251
長野県	2,160,814	602,839	27.9%	3,971	3,523	1,996	1,527	108,348	111,871	5.177%	5.4	18.377
岐阜県	2,098,176	543,835	25.9%	2,786	1,915	1,223	692	89,743	91,658	4.368%	5.9	13.278
静岡県	3,803,481	971,964	25.6%	5,621	2,246	1,707	539	195,166	197,412	5.190%	4.9	14.779
愛知県	7,478,606	1,661,080	22.2%	8,875	3,502	2,443	1,059	299,834	303,336	4.056%	5.5	11.867
三重県	1,868,860	482,939	25.8%	3,217	1,919	1,125	794	103,111	105,030	5.620%	4.6	17.214
滋賀県	1,421,779	318,069	22.4%	3,195	1,794	1,298	496	122,311	124,105	8.729%	2.6	22.472
京都府	2,585,904	667,186	25.8%	4,001	4,177	2,341	1,836	131,521	135,698	5.248%	4.9	15.472
大阪府	8,878,694	2,149,017	24.2%	9,189	5,998	4,441	1,557	303,203	309,201	3.483%	7.0	10.349
兵庫県	5,655,361	1,401,256	24.8%	6,738	3,481	2,547	934	216,726	220,207	3.894%	6.4	11.914
奈良県	1,403,034	369,444	26.3%	1,090	877	477	400	40,237	41,114	2.930%	9.0	7.769
和歌山県	1,012,236	289,042	28.6%	1,142	902	533	369	30,760	31,662	3.128%	9.1	11.282
鳥取県	587,067	162,133	27.6%	2,102	1,086	662	424	59,364	60,450	10.297%	2.7	35.805
島根県	711,364	216,442	30.4%	1,531	1,403	581	822	45,878	47,281	6.647%	4.6	21.522
岡山県	1,945,208	521,407	26.8%	3,342	1,698	1,381	317	95,680	97,378	5.006%	5.4	17.181
広島県	2,876,300	738,566	25.7%	4,053	2,561	1,407	1,154	143,426	145,987	5.076%	5.1	14.091
山口県	1,443,146	430,686	29.8%	2,182	1,558	934	624	73,950	75,508	5.232%	5.7	15.120
徳島県	782,342	222,819	28.5%	844	634	353	281	28,661	29,295	3.745%	7.6	10.788
香川県	1,010,028	276,338	27.4%	1,383	800	552	248	45,832	46,632	4.617%	5.9	13.693
愛媛県	1,436,527	406,126	28.3%	2,205	1,605	844	761	77,197	78,802	5.486%	5.2	15.350
高知県	754,275	231,009	30.6%	1,129	1,688	777	911	33,106	34,794	4.613%	6.6	14.968

	総人口	65歳以上人口	高齢化率	サポーター 講座開催回数	メイト数 (※1)	メイト数		サポーター数 (※2)	メイト+ サポーター数 (※1+※2)	総人口に占める割合(メイト+サポーター)	メイト+サポーター1人当たり担当高齢者人口	総人口10000人当たりの講座開催回数
						活動メイト数	非活動メイト数					
福岡県	5,118,813	1,216,964	23.8%	6,039	3,468	2,112	1,356	200,937	204,405	3.993%	6.0	11.798
佐賀県	852,285	218,100	25.6%	1,602	768	492	276	55,194	55,962	6.566%	3.9	18.797
長崎県	1,424,533	390,672	27.4%	1,962	1,146	903	243	60,369	61,515	4.318%	6.4	13.773
熊本県	1,825,686	490,517	26.9%	5,351	2,088	1,502	586	210,278	212,366	11.632%	2.3	29.310
大分県	1,197,854	338,199	28.2%	1,632	1,360	849	511	54,704	56,064	4.680%	6.0	13.624
宮崎県	1,142,486	311,673	27.3%	2,145	1,806	1,008	798	65,751	67,557	5.913%	4.6	18.775
鹿児島県	1,703,126	468,465	27.5%	2,567	1,526	1,096	430	90,438	91,964	5.400%	5.1	15.072
沖縄県	1,448,358	261,059	18.0%	1,240	695	403	292	36,663	37,358	2.579%	7.0	8.561

ニューヨーク日系人会 (アメリカ)				5	56	17	39	148	204			
トロント日系人会 (カナダ)				1	52	52		7	59			
ドイツ日系人会 (ドイツ)				5	50	50		125	175			

※平成26年12月31日までに提出された実施報告書による

※窓口：連絡先として設置されている自治体等を含む

※登録から2年未満のキャラバン・メイトは、活動メイトとしている

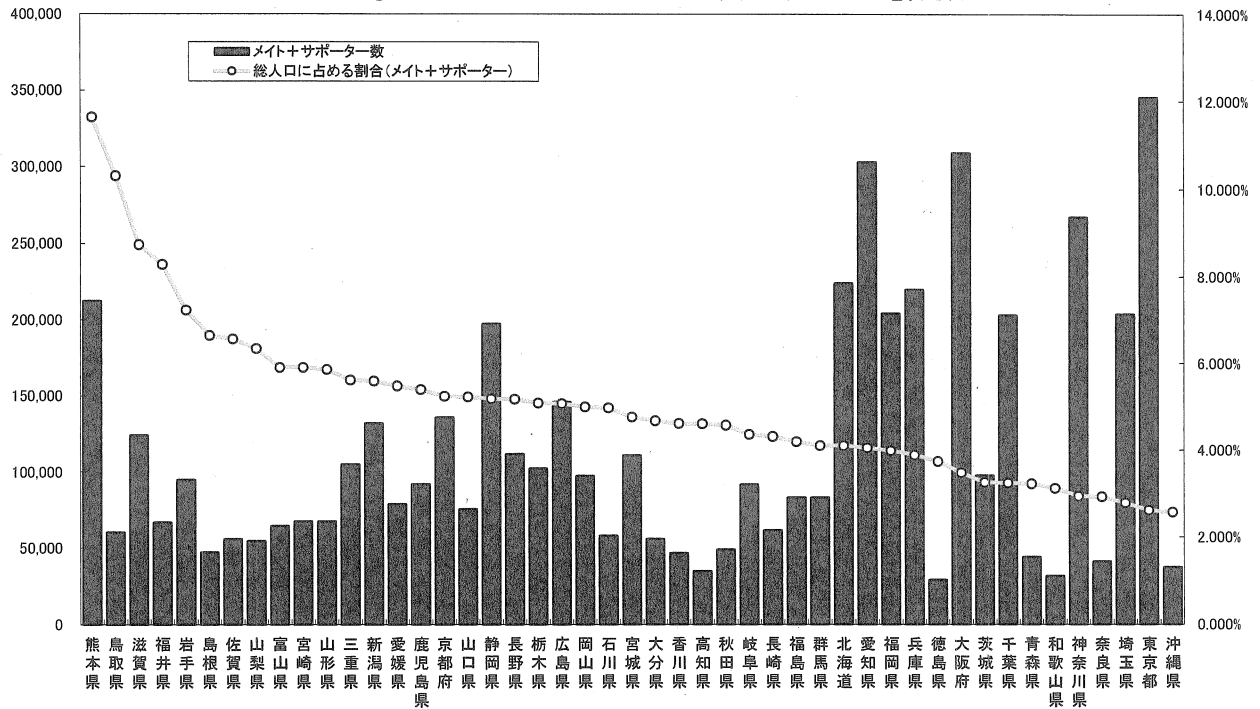
※登録から2年間にわたり講座開催実績のないキャラバン・メイトは、非活動メイトとしている

※人口、高齢者人口：総務省発表 住民基本台帳による（平成26年1月1日現在）

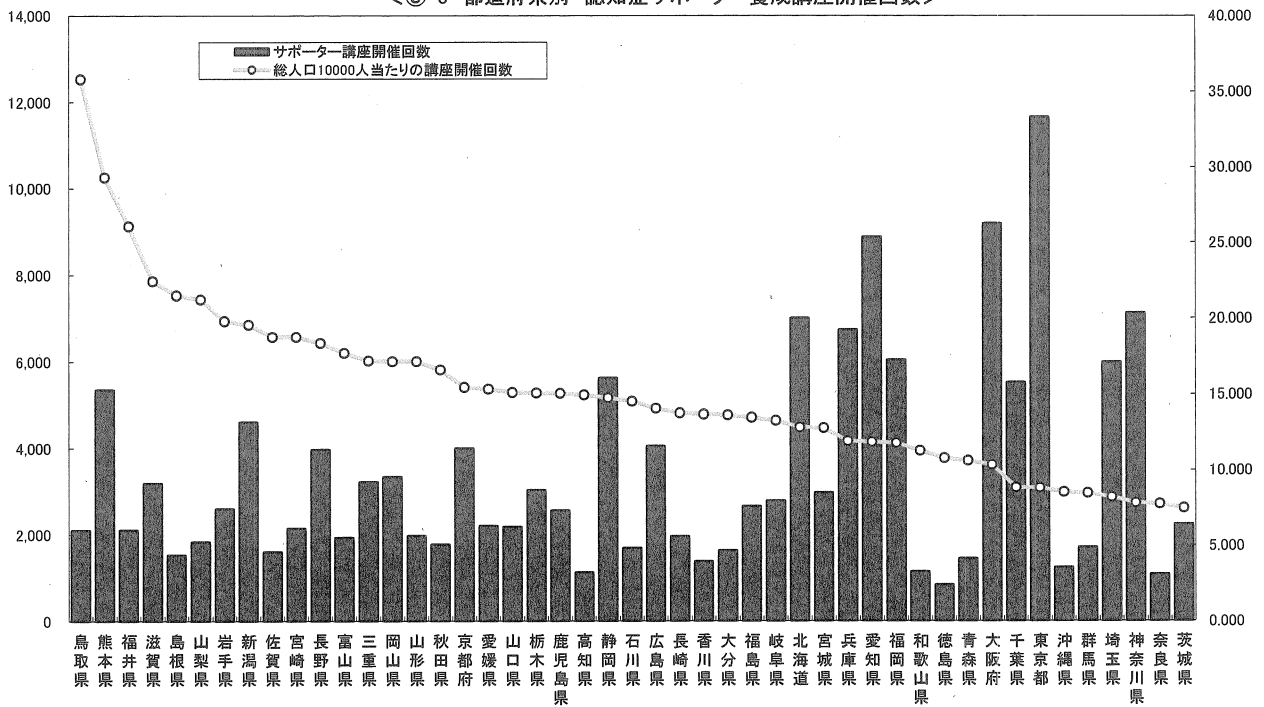
都道府県別キャラバン・メイト数、認知症サポーター数、開催回数

※平成26年12月31日現在(平成26年12月31日までに提出された実施報告書に基づく)

＜⑤-2 都道府県別 認知症サポーター数(キャラバンメイトを含む)＞

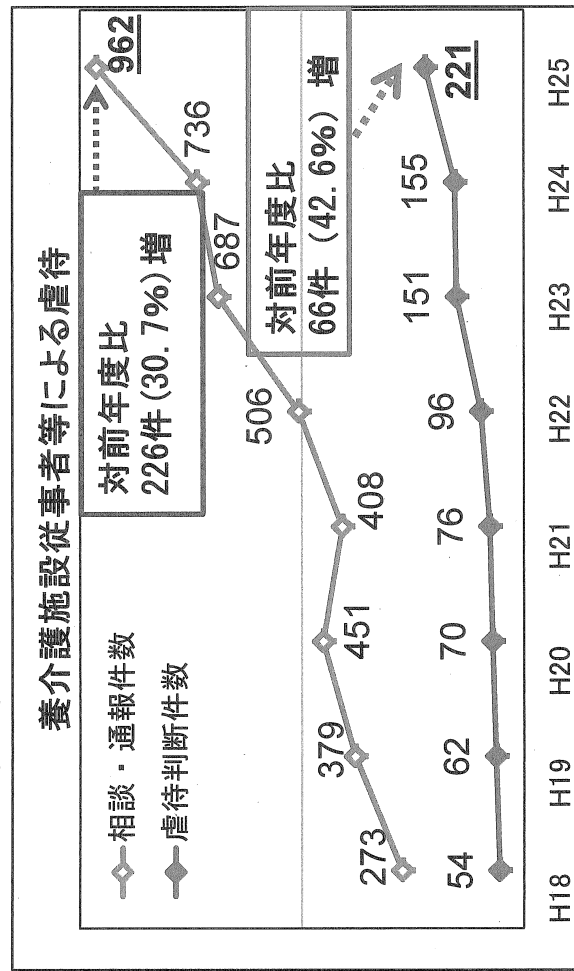


＜⑤-3 都道府県別 認知症サポーター養成講座開催回数＞



7 高齢者虐待防止法に基づく調査結果の概要（平成25年度）

1 高齢者虐待に関する相談・通報、虐待判断件数



※ 虐待防止対応の体制整備等が進んでいる市町村ほど、高齢者人口当たりの虐待判断件数が多い傾向が見られる。

2 調査結果のポイント

	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
虐待者の状況	男性の比率が高い(51.8%) (参考)介護従事者男性割合(21.4%)	息子が41.0%、夫が19.2%、娘が16.4%
通報者・通報後の対応	・当該施設職員が34.9% ・通報から事実確認開始まで4日、虐待確認まで13日(中央値)。ただし、28日以上要した事例もそれぞれ131件、55件。	・介護支援専門員が31.3% ・通報から事実確認開始まで0日、虐待確認まで1日(中央値)。ただし、28日以上要した事例もそれぞれ329件、265件。
主な発生要因分析	・教育・知識・介護技術等に関する問題 (66.3%) ・職員のストレスや感情コントロールの問題 (26.4%) ・認知症の割合が多い。 (認知症日常生活自立度Ⅱ以上:84.8%)	・虐待者の介護疲れ・介護ストレス (25.5%) ・虐待者の障害・疾病 (22.2%) ・認知症の割合が多い。 (要介護認定者に占める認知症日常生活自立度Ⅱ以上の割合:70.4%)
要介護度・認知症等との関係	・入所施設において、認知症がある場合、「身体的虐待」が多い。 ・虐待等による死亡事例なし	・要介護度、認知症日常生活自立度、寝たきり度が高くなると、「介護等放棄」が高まる。また、虐待の程度の深刻度が重くなる。 ・虐待等による死亡事例21件21人
その他	・特養が31.2%、認知症グループホームが15.4%	・介護保険サービスを受けているケースは他に比べて虐待の深刻度が低い。

8 高齢者虐待防止に向けた対応の強化

① 高齢者虐待の未然防止、② 高齢者虐待の早期発見、③ 高齢者虐待事案への迅速かつ適切な対応
 に沿って、自治体が取り組むべき事項を改めて整理し、国の予算事業等を活用した対応を依頼

① 未然防止

施設従事者等への研修
 ※ 高齢者権利擁護等推進事業の活用

地域住民への啓発
 ※ 高齢者権利擁護等推進事業の活用

介護保険サービスの適切な活用

認知症の人の理解を深めたるための普及啓発

・ 認知症サポーター養成推進

認知症の人の介護者への支援

・ 認知症初期集中支援チーム等による早期診断・早期対応

・ 認知症カフェ等の設置

・ 家族向けの認知症介護教室等の普及促進

※ 地域支援事業や地域医療介護総合確保基金の活用

② 早期発見

対応窓口の住民への周知

・ 市町村の窓口

・ 地域包括支援センターの窓口

早期発見・見守りネットワークの構築

・ 社会福祉協議会

・ 民生委員

・ 介護相談員

・ 自治会

・ NPO、ボランティア団体等

③ 迅速かつ適切な対応

初動段階の体制整備

・ 地域包括支援センターとの連携

保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築

・ 居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、保健センター等

関係専門機関介入支援ネットワークの構築

・ 警察、消防、弁護士、家庭裁判所、消費者センター、医療機関等

市町村の対応力強化

・ 市町村、地域包括支援センター職員に対する研修等

やむを得ない事由による措置等

・ 虐待ケースの状況に応じ、養護者との分離、老人福祉法に基づく措置、介護保険法等の権限行使

都道府県を通じて、市町村における高齢者虐待の体制整備の取組状況をフォローアップし、取組水準の向上を図る。

9 DV被害者に準ずる者への対応について

日本年金機構

制度概要

背景

日本年金機構では、支援機関等が発行する証明書を所持する配偶者からの暴力(DV)被害者のうち、希望があれば、年金記録を含む個人情報について他者の閲覧を防止する取組(以下「秘密保持の手続」という。)を行っている。
一方で、DV被害者以外の方からも秘密保持の手続を希望する声が年金事務所に寄せられていることに鑑み、DV被害者に準ずる者についても同様の取扱いを行う。

新たな対象者

秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされたことが公的機関により証明されている者。

- (例1) 両親からの暴力を受けているため避難をしており、住所を両親に隠す必要がある子供
- (例2) 老齢・障害年金を家族等から不当に搾取されているといった経済的虐待等を受けている高齢者・障害者

秘密保持の手続による対応内容

秘密保持の手続を経たDV被害者に準ずる者については、以下の対応を行う(※DV被害者と同様の対応)。

- ① 基礎年金番号を別の番号に変更する
- ② 本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない

日本年金機構からの協力依頼

秘密保持の手続の要件として、公的機関による証明書による証明書の提出を求めているため、保護を求める虐待被害者等が市町村に対して、公的証明発行の要請を行った場合においては、保護を受けている旨の証明を行っていただくなどのご協力をお願いいたします。また、日本年金機構における当該対応の周知等も併せてご協力をぜひお願いいたします。

施行時期

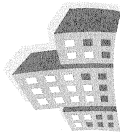
平成27年度(未定)

10 権利擁護人材育成事業の概要

○ 今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が、切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護に関する人材の育成を総合的に推進する「権利擁護人材育成事業」を創設し、新たな基金に位置づけることとする。

【実施主体：本事業を適切に実施できる者】 ※ 業務の一部委託も可能。

【都道府県】



委託
(助成)

(新基金)



※ 枠内が補助対象

〈権利擁護人材の養成研修〉

- 市民後見人等の養成研修の実施

〈権利擁護人材の資質向上のための支援体制〉

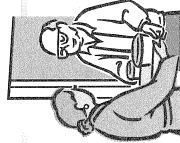
- 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言指導を行うなど権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制を構築することにより、市民後見人等の資質向上を継続的にフォローアップする。
- 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等との連絡会議の開催など専門職との連携体制を構築することにより、専門職からのバックアップを通じた事案解決能力の向上を図る。

【権利擁護人材に関する総合的な育成】



これらの取組を通じて、権利擁護人材の育成を推進

【生活支援員】



介護保険サービス等の利用援助

日常生活上の金銭管理等の支援

身上監護に関する法律行為の支援

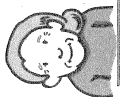
財産管理に関する法律行為の支援

【市民後見人(成年後見制度)】



判断能力の変化に応じた、切れ目のない、一体的な支援の確保

判断能力が不十分



判断能力を喪失

【利用料収入・後見報酬で実施】